

港区教育委員会 様

学校名 港区立港南中学校

校長名 佐々木 希久子 印

令和2年度教育課程について（届）

このことについて、港区立学校の管理運営に関する規則に基づき下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

人間尊重の精神に則り、民主的で文化的な国家の発展と世界の平和、人類の福祉の向上を実現するために、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性・主体性を備えた生徒の育成をめざす。

- すすんで、豊かな心と健やかな身体を育む生徒
- すすんで、自他の敬愛と協力を重んずる生徒
- すすんで、学ぶ意欲と深く考える力を伸ばす生徒

(2) 学校の教育目標を達成するための基本方針

社会に求められる資質・能力を育む教育を推進し、徳・知・体のバランスのとれた質の高い生徒の育成を図るとともに生徒・保護者・地域の笑顔ある学校を目指すため、以下の基本方針を定める。

基本方針1 人権教育・心の教育を推進する。

- ・「基本的人権の尊重」について理解し、実践する態度を養うとともに、自他を慈しみ、生命を尊重し、互いの立場と心を尊重する心を育む「心の教育」を推進する。
- ・「いじめの未然防止」に対して全教職員が危機感をもって指導にあたる体制を整え、道徳の授業を要とし、すべての教育活動において他者の心を大切に考える心を醸成するとともに、人権尊重のための人権教育・道徳教育を行う。
- ・担任・副担任の区別なく発達の段階を踏まえた学級経営を充実させ、生徒個々の特性や発達課題に配慮し、障害の有無に関わらず、仲間の大切さや互いのよさを認め合い、温かい人間関係の構築と社会性の向上を図る。

基本方針2 個性と創造力を伸ばし、地域に貢献する人材を育成する教育を行う。

- ・災害等を乗り越え、次代の社会を形成する人材の育成に向け、現代的な諸課題に対して求められる資質・能力を養うため、地域と連携した防災教育や東京海洋大学と連携した運河をテーマとした環境学習の充実を図り、生徒が体験的に地域学習に取り組む態度の育成を通して、個性の伸長を図るとともに国家・郷土を愛する気持ちを育み、創造性が豊かな人材を育成する。

基本方針3 これからの社会に求められる資質・能力を育む教育を推進する。

- ・キャリア教育の視点で全教育活動をとらえ、基礎的・汎用的能力やコミュニケーション能力、情報活用スキル及び情報モラル等の育成を通して、生徒が夢をもち、目標をもって自らの人生について考え、未来を切り拓くために主体的に学んでいく意欲と態度を育成する。

基本方針4 保護者や地域と連携・協働して「信頼される学校づくり」を目指す。

- ・学校公開や学校評議員会の実施、保護者・地域による学校評価の実施、中高生プラザや地域との連携を通して、地域に根ざした特色ある教育活動を推進する。
- ・服務規律の厳正を図り、生徒・保護者から信頼される教育公務員としての自覚をもって全教職員で体罰のない教育活動を行う。
- ・学校便りや学年便りの発行、ホームページの更新を定期的に行い、教育活動を常に公開し、信頼される開かれた学校づくりを推進する。

2 指導の重点

- (1) 各教科、特別の教科 道徳、特別活動、総合的な学習の時間、オリンピック・パラリンピック教育、特別支援教育、言語能力の育成、情報活用能力の育成

ア 各教科

- ・全国学力・学習状況調査、児童・生徒の学力向上を図るための調査、区学力調査や生徒による授業評価の結果等を踏まえ、発達の段階や習熟度に応じた指導の改善を図り、生徒に確かな学力を身に付けさせる。
- ・すべての教科において、個に応じた指導を充実させるとともに、ユニバーサルデザインやICT機器の活用を通して「分かる授業」を展開し、基礎的・基本的な知識及び技能の確実な習得を図る。
- ・数学科・英語科における少人数指導やすべての教科を対象としたグループ学習、ペア学習、個別学習等多様な学習形態を工夫し、話し合い活動や実験やレポート作成等の多様な言語活動を通して生徒が能動的に学習活動に取り組む姿勢を育むとともに、習得した知識及び技能を活用し、思考力・判断力・表現力等を養い、主体的・対話的で深い学びの実現を図る。
- ・みなと科学館での体験的な学習や東京海洋大学と連携した運河学習を通して、科学的な思考・表現等を深める。
- ・年に2～3回、50分と20分の組み合わせによる70分の授業を導入し、問題解決学習や体験的な学習活動を積極的に取り入れ、生徒が自ら考え、主体的に問いを立て、課題を解決するための協働的な学びを通して、主体的・対話的で深い学びの実現を図る。
- ・各生徒が自らの学習到達状況を理解・把握し、自ら目標を設定し、計画的、主体的に粘り強く学習を重ね、自己の能力を伸ばす自学自習を進めるために、保護者と連携して、個々の生徒の学習課題を学校・家庭で共有し、「港南ノート」の活用を通じた生徒の学習習慣の確立を図る。
- ・カリキュラム・マネジメントの視点をもって、教科横断的に話し合い活動等主体的・対話的な学習活動を実施し、生徒のコミュニケーション能力等を育成する。

イ 特別の教科 道徳

- ・道徳教育推進教師を中心として、道徳の全体計画及び年間指導計画を作成し、「特別の教科 道徳」を要としたすべての教育活動において道徳教育の充実を図り、生徒一人ひとりに人間尊重の精神を育むとともに、かけがえのない命の尊さに気付き、自他を敬愛する態度を育成し、友達や周囲の人々に感謝し、互いの笑顔を心から大事にする心を育てる。
- ・いじめをしない、させない、許さない、傍観しない態度、行動で表せる心を育成する。そのために、あらゆる教育活動の場面において他者への思いやりや感謝の心の大切さを指導するとともに、人権標語の作成や生徒自身が決めた「港南ルール」等を活用し、実践的に取り組む。
- ・家庭や地域と連携し、多くの大人とのかかわりを体験させることにより、社会性を育み、地域の一員であることの意識を高め、他者から感謝される喜びを実感し、よりよく生きようとする意欲と態度を育てる。
- ・港区男女平等参画条例等の活用を図りながら、思春期にある男女が互いに異性の特性や違いを正しく受け止め、互いの人格を尊ぶ態度を育てる「性教育」を実施する。

ウ 特別活動

- ・望ましい人間関係を構築する力を育むために学級集団を基調としながらも、様々な集団活動において自主的に取り組むことを通して互いの人格を尊重し、協力する態度を育成する。
- ・学校行事、生徒会活動等への主体的な取り組み、自分たちの手で作り上げていくよう推進し、達成感を味わわせる体験を通して合意形成や意思決定をすることができるようになるとともに、集団や社会の一員として自ら進んで責任を果たす態度と自己を生かす能力を育てる。
- ・「人が環境をつくり、環境が人をつくる」とあるように校舎内外の整備、美化活動に進んで取り組み、物的・人的環境づくりに努めることにより、ボランティアマインドの育成を図る。
- ・部活動においては、全教員及び部活動指導員・外部指導員が協力して指導に当たる体制をつくり、生徒の個性を重んじ、その技能や協調性の伸長を図るよう活動内容・指導方法の充実を図る。
- ・港区学校部活動ガイドラインに則って部活動を実施し、生徒がスポーツを楽しむ運動習慣の確立を図り、心身の健康の保持増進し、生涯にわたって豊かなスポーツライフを実施する資質・能力の育成を図る。

エ 総合的な学習の時間

- ・「防災」、「共生」、「伝統・文化」、「環境」をテーマに発達の段階に応じた系統性を重視した指導を行う。
- ・港区総合防災訓練を通して、防災に関する基本的な知識・技術を習得し、災害時において救助、救援などを率先して行おうとするボランティアマインドを養い、自助・共助の心と実践力を育てる。また、命の大切さや尊さを理解するとともに、地域を愛し、地域の一員としての自覚をもつために、地域の芝浦・港南総合支所や「港南防災ネットワーク」と連携をした実践的な防災訓練の体験活動を推進する。
- ・尾瀬夏季学園や運河学習などの活動を通して、環境問題に関心をもち、ものを大切にする心と、環境に対する人間の責任と役割を理解し、4Rなどの環境保全のための実践的な態度を身に付ける。
- ・餅つき大会、修学旅行、「国際科」などにおける学習活動を通して、外国及び日本の伝統・文化に触れる機会をもつとともに、多様な価値観や考え方を学ぶ教育を推進する。

オ オリピック・パラリンピック教育

- ・オリピック・パラリンピック教育を通して、スポーツ文化に対する理解を深めるとともに、5つの資質（ボランティアマインド、障害者理解、スポーツ志向、日本人としての自覚と誇り、豊かな国際感覚）の育成を推進する。
- ・「オリピック・パラリンピック精神」「スポーツ」「文化（日本文化・国際交流）」「環境」の四つのテーマに、「学ぶ」「観る」「する」「支える」という四つのアクションを組み合わせた学習を推進し、東京2020大会を成功させる気運を醸成する。また、5つの資質（ボランティアマインド、障害者理解、スポーツ志向、日本人としての自覚と誇り、豊かな国際感覚）を理解し、スポーツを通して世界平和の実現を目指す生徒を育成する。

カ 特別支援教育

- ・学校行事や給食等の機会を活用し、特別支援学級の生徒と通常の学級の生徒との交流学习の実施を通して、障害の有無に関わりなく、すべての人々が手を取り合って生きていくことができる社会を築く人材の育成を図る。
- ・巡回心理士やスクールカウンセラー、都立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターをはじめとした各関係諸機関と連携を図り、学習支援の必要な生徒については個別的教育支援計画及び個別指導計画の下、生徒一人ひとりの学習や生活上の困り感や特性に配慮した指導を継続的に行う。
- ・ユニバーサルデザイン化を推進するとともに、合理的配慮により障害が学習の不利益にならないような学級・学年経営を推進し、安心して学校生活を送れる体制をつくる。

キ 言語能力の育成

- ・朝の読書活動を推進し、落ち着いて一日のスタートを切ることができるようにするとともに豊かな心を育む。
- ・国語科をはじめ、各教科で学習用語を意識した指導を図るとともに記録、要約、話し合い、説明等の言語活動を多く取り入れ、生徒の語彙を豊かにするとともに、言語感覚や言語能力を育成する。

ク 情報活用能力の育成

- ・これからの情報社会を生きるために必要な情報モラルを身に付けさせるために著作権や個人情報等のルールや考え方を理解できるような教育を推進する。
- ・家庭や関係諸機関との連携を密にし、情報モラル教育を充実させ、携帯電話やインターネットの安全で正しい使い方を身に付けさせる。「SNS家庭ルール」を家庭が作るための連携と支援をし、トラブルや犯罪から未然に守れるようにする。
- ・技術科においてPepper等のICT機器を活用し、プログラムによる計測・制御について学ぶプログラミング教育を実施する。

(2) 生活指導・進路指導・健康・安全・食に関する指導

ア 生活指導

- ・基本的な生活習慣の確立に努めるとともに、法やきまりの意義を理解し、集団生活の向上に努める態度を育てる。

- ・生き生きと意欲的に学校生活を送れるよう、教員とスクールカウンセラー等の人材が連携し、「チーム学校」として個に応じたきめ細かな指導と教育相談の充実を図るとともに、教育環境の整備・充実に努める。
- ・日常的な生徒とのかかわりを大切にし、家庭・地域との人権を高める連携を重視し、差別やいじめの根絶に学校・家庭・地域とが一体となって取り組めるように努める。いじめに発展する言動を慎む心を養うだけでなく、問題の早期発見、早期解決を図れるよう委員会を設け、常に対応できる体制をもつことで、生徒が楽しく通える学校での集団生活の充実に努める。
- ・登校しぶりや不登校を未然に防止するため、全教職員で生徒観察を欠かさず、生徒の変化の早期発見に努めるとともに、常設した登校支援委員会の活動により、常に対応できるようにする。また登校しぶりや不登校生徒に対しては、組織的・計画的に取り組む体制をとり、不登校生徒が登校するためのステップアップルームを常設し、個に応じたきめ細かな指導を行う。
- ・非行などの問題行動を未然に防ぐために、薬物乱用防止教育、SNSの使用について、セーフティ教室等を実施するとともに、全教職員で日常的な生徒観察を欠かさず、問題に発展するような言動に注意を払い、常に組織的に問題の早期発見、早期解決に努める。また、生徒の問題行動に対して、全教職員が共通理解のもとでサポートチームなどを編成し、組織的に取り組む。SNSの使用について、セーフティ教室等を実施し、未然防止の取り組みを行う。
- ・生徒会活動・委員会活動の活性化を図り、「港いじめ防止子ども宣言」を基にした生徒の自主的・自律的な活動を行い、いじめをなくすための「港南ルール」や「SNS港南ルール」について、生徒会を中心に推進する活動を支援する。
- ・スクールカウンセラー等と連携して意図的・計画的に教育相談を実施し、カウンセリング（個別・集団）を充実させ、生徒理解を図り、個別の教育支援を実施して、きめ細かなサポートを行う。

イ 進路指導

- ・キャリアパスポートの活用を図りながら、職業や上級学校について調べたり訪問したりする学習活動を通して、生徒が将来に対して、夢や希望をもって将来の職業や生活を見通し、自己の生き方や進路を主体的に選択することのできる態度の育成を図る。すべての教育活動を通じて、よりよく課題を解決し、自己のよりよい生き方を考えていくための基礎的・汎用的な資質・能力の育成を図る。
- ・私立・公立高等学校校長による高校紹介や進路講演会を開催し、保護者を招くことで進路選択に必要な情報を生徒・保護者が共有し、将来に向けた進路選択において家庭が一体となって取り組めるよう支援する。

ウ 健康・安全・食に関する指導

- ・保健体育科における学習活動を中心として、心身の体力向上に理解を深め、食の大切さや睡眠をとる健康生活の実践、スポーツの実践によって、健康の保持増進や体力向上に努める生徒の育成を推進する。
- ・あらゆる想定を図った避難訓練や消防署等と連携した安全指導を中心に、危機管理意識や自ら危険回避する能力の向上を図る。
- ・地域と連携した防災教育を実施し、防災意識を高めるとともに、地域防災の即戦力として地域の安全・安心に貢献の意識を育み、地域の安全に努める態度を育成するとともに、「自助」「共助」「公助」そして「助ける人へ」となる人材の育成に取り組む。
- ・港区学校教育食育推進指針に則り、食の大切さへの理解や我が国の伝統・文化理解を深める教育を栄養士と連携しながら推進する。

3 学年別授業日数及び授業時数の配当

(1) 年間授業日数配当表

月 学年	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
1	18	20	22	15	0	22	23	18	20	16	20	20	214
2	19	20	22	15	0	22	23	18	20	16	20	20	215
3	19	20	22	15	0	22	23	18	20	16	20	16	211
備考	○第1学年は入学式が4月7日のため4月に1日減となる。 ○第3学年は卒業式が3月19日のため3月に4日減となる。 ○土曜授業は年14回実施する。												

(2) 各教科、特別な教科道徳、特別活動、総合的な学習の時間の年間授業時数配当表

学 年		1	2	3
教科・領域				
各 教 科	国 語	145	145	105
	社 会	111	110	141
	数 学	143	109	141
	理 科	109	143	141
	音 楽	48	43	43
	美 術	48	37	35
	保 健 体 育	110	115	113
	技 術 ・ 家 庭	73	73	35
	外 国 語	(英 語) 143 (国 際) 35	142 35	142 35
小 計		965	952	931
特 別 の 教 科 道 徳		35	35	35
特 別 活 動 (学級活動)		55	55	55
総 合 的 な 学 習 の 時 間		40	65	50
総 計		1095	1107	1071
選 択 教 科		0	0	0
	小 計	0	0	0
備 考		○1単位時間は50分とする。 ○50分と20分の組み合わせによる70分授業を各教科で1学年は年間2回、2学年と3学年は年間3回実施する。		